

## 身体的拘束適正化のための指針

### 1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

#### (1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### (2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

##### ① 車いすやベッド等に縛り付ける。

緊急をやむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

##### ② 記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うことに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと閲覧して頂けるようにする。

### 2 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

### 3 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に係る職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体的拘束を無くしていくよう取組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか
- ・事故発生時の法的責任問題の回避の単に、安易に身体的拘束等を行っていないか
- ・障がい者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・障がい者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

令和4年4月1日 策定